

改定後	改定前
第20条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等） 1. ⑧法人会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合（略） ⑨法人会員（当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合（略） <u>3. 当社は、法人会員または使用者が本条第1項第8号または第9号の事由に該当した場合、法人会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と法人会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u> <u>4. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、全使用者はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者は、当社が必要と認めた場合には速やかにカードお</u>	第20条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等） 1. ⑧法人会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合（略） ⑨法人会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合（略） <u>3. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、全使用者はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者は、当社が必要と認めた場合には速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、使用者資格を取消された場合、使用者は当社に対する使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。</u> <u>4. 前3項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カード</u>

よびチケット等を当社に返還するものとします。また、使用者資格を取消された場合、使用者は当社に対する使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。 <u>5. 前4項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。</u> <u>6. 本使用者は、法人会員もしくは使用者の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について全て支払いの責を負うものとします。</u>	およびチケット等を返還するものとします。使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。 <u>5. 本使用者は、法人会員もしくは使用者の法人会員資格または使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用に係る全ての債務について全て支払いの責を負うものとします。</u>
第22条（期限の利益の喪失） （略） 4. 使用者は、第20条第1項第8号または第9号の事由に<u>該当したことが判明した場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。 （略）	第22条（期限の利益の喪失） （略） 4. 使用者は、第20条第1項第8号または第9号の事由に<u>より使用者資格を取消された場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。 （略）
第24条（会員保障制度） （略） 3. <u>⑦法人会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者の過失に起因する場合</u> <u>⑧前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u>	第24条（会員保障制度） （略） 3. <u>⑦前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害</u> <u>⑧戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u> <u>⑨その他本規約に違反する使用に起因する損害</u>

⑨戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

⑩その他本規約に違反する使用に起因する損害

第27条（届出事項の変更等）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。

(略)

6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。

＜リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

(略)

・ 分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96	14.96	14.91	14.82
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	20.40	24.48

第27条（届出事項の変更等）

1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。

(略)

なし

＜リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等＞

(略)

・ 分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間(ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率(%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用金額100円当りの分割払い手数料の額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

＜分割払いのお支払い例＞

利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払いをご利用された場合

①分割払い手数料_50,000 円× (6.70 円÷

支払回数	40	42	48	50	54	60
支払期間 (ヶ月)	40	42	48	50	54	60
実質年率 (%)	14.76	14.72	14.61	14.57	14.50	14.38
利用金額 100 円当 りの分割 払い手数料の額(円)	27.20	28.56	32.64	34.00	36.72	40.80

<分割払いのお支払い例>

利用金額 50,000 円、10 回払いで分割払い
をご利用された場合

①分割払い手数料…50,000 円 × (6.80 円 ÷
100 円) = 3,400 円

②支払総額…50,000 円 + 3,400 円 = 53,400
円

③分割支払額…53,400 円 ÷ 10 回 = 5,340 円

個人情報の取扱いに関する同意条項
(略)

第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用・提
供等)

1. ①申込み時または入会後に使用者等が
提出する申込書、届出書、その他の書類等
記載されている氏名、年齢、生年月日、住
所、電話番号、電子メールアドレス、運転免
許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商
号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、
勤務先、資産、負債および収入、国籍、在留
資格、在留期間に関する情報等の情報 (以
下総称して「氏名等」という) 等に関する情
報、本規約に基づき届出られた情報、当社
届出電話番号の現在および過去の有効性
(通話可能か否か) に関する情報、電話接
続状況履歴 (全国の固定電話および携帯電
話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、

100 円) = 3,350 円

②支払総額__50,000 円 + 3,350 円 = 53,350
円

③分割支払額__53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円

個人情報の取扱いに関する同意条項
(略)

第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用・提
供等)

1. ①申込み時または入会後に使用者等が
提出する申込書、届出書、その他の書類等
記載されている氏名、年齢、生年月日、住
所、電話番号、電子メールアドレス、運転免
許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商
号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、
勤務先、資産、負債および収入、在留資格に
関する情報等の情報 (以下総称して「氏名
等」という) 等に関する情報、本規約に基づ
き届出られた情報、当社届出電話番号の現
在および過去の有効性 (通話可能か否か)
に関する情報、電話接続状況履歴 (全国の
固定電話および携帯電話の接続状況調査の
履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先

電話接続状況、移転先電話番号が含まれる） ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） （略）	電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という） （略）
反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（法人会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、使用者は上記行為または虚偽の申告が判明した場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。 （略）	反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私（法人会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、使用者は上記行為または虚偽の申告が判明し、<u>使用者資格が取り消された</u>場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私の責任といたします。 （略）